１の３　データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料に係る需要

項目	数値（単位：枚）	備考
需要		

注１　「データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料をいう。
２　ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「需要」の欄を分けて記載すること。

２　ＭＮＰ転送機能に係る需要

［表　略］

注　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第３号に掲げる機能をいう。

３　ＳＭＳ伝送交換機能に係る需要

［表　略］

注　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第４号に掲げる機能をいう。

様式第17の４の５（第23条の９の３関係）

１　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料

［表　略］

注１　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第１号に掲げる部分の接続料をいう。
［２～７　略］

１の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料

	数値
原価（単位：円）	
利潤（単位：円）	
需要（単位：回線）	
接続料単価	
備考	

注１　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第２号に掲げる部分の接続料をいう。
２　「接続料単価」の欄は、「原価」の欄の値に「利潤」の欄の値を加えたものを、「需要」の欄の値で除したものを記載すること。また、「接続料単価」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に変換する式を備考欄に記載すること。
３　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別する等の算定を行つている場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

［新設］

２　［同左］

［表　同左］

注　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第３号に掲げる機能をいう。

３　［同左］

［表　同左］

注　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第４号に掲げる機能をいう。

様式第17の４の５（第23条の９の３関係）

１　データ伝送交換機能の接続料

［表　同左］

注１　「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２号に掲げる機能をいう。
［２～７　同左］

［新設］